

東広島市教育委員会定例会（令和8年8月）

1 日時 令和8年8月28日（金）午前10時から

2 場所 東広島市役所北館2階 201会議室

3 議題

(1) 議案事項

- 議案第13号 令和8年第3回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について 1
議案第14号 令和9年度使用小中学校特別支援学級教科用図書の採択について —— 10
(別冊資料)

(2) 報告事項

- 報告第32号 令和8年度学校給食表彰（文部科学大臣表彰）について —— 1
報告第33号 東広島市立学校グローバルクラスの開設について —— 2
報告第34号 令和8年度全国学力・学習状況調査の結果について —— 5
報告第35号 令和8年度小中学生全国大会出場者について —— 8
報告第36号 東広島市いじめ問題調査委員会の調査について —— 9
報告第37号 専決処分の報告について —— 11
報告第38号 指定管理者の募集について —— 15
報告第39号 東広島市スポーツ推進計画骨子について —— 16

(3) その他

- ア 第39回東広島市美術展の作品募集について —— 1
イ 次回教育委員会定例会等の日程について

東広島市教育委員会定例会

(1) 議案事項

議案第13号 令和8年第3回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について
(学校教育部・生涯学習部)

議案第14号 令和9年度使用小中学校特別支援学級教科用図書の採択について (指導課)

令和8年8月

議案第 14 号

令和 9 年度使用小中学校特別支援学級教科用図書の採択について

令和 9 年度に東広島市立小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について、次のとおり提案する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

1 提案理由

令和 9 年度に東広島市立小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について、教育委員会において採択を行うものである。

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(1)～(5) 一略一

(6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

(7)～(19) 一略一

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成 20 年東広島市教育委員会規則第 2 号）

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（一略一）第 25 条第 1 項の規定に基づき、東広島市教育委員会（一略一）の権限に属する事務のうち、法第 25 条第 2 項各号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものを除き、教育長に委任する。

(1)～(6) ー略ー

(7) 教科用図書採択に関する事。

(8)～(14) ー略ー

東広島市教育委員会定例会

(2) 報告事項

報告第32号 令和8年度学校給食表彰（文部科学大臣表彰）について（学事課）

報告第33号 東広島市立学校グローバルクラスの開設について（指導課）

報告第34号 令和8年度全国学力・学習状況調査の結果について（指導課）

報告第35号 令和8年度小中学生全国大会出場者について（指導課）

報告第36号 東広島市いじめ問題調査委員会の調査について（指導課）

報告第37号 専決処分の報告について（生涯学習課）

報告第38号 指定管理者の募集について（スポーツ振興課）

報告第39号 東広島市スポーツ推進計画骨子について（スポーツ振興課）

令和8年8月

令和 8 年度学校給食表彰（文部科学大臣表彰）について

1 学校給食表彰について

この表彰は、学校給食の実施に関し、優秀な成果をあげた学校及び共同調理場を「学校給食優良学校等」、並びに特に功績のあった学校給食関係者及び学校給食関係団体を「学校給食功労者」として、文部科学大臣が表彰することにより、学校給食の普及及び充実を図ることを目的としている。

2 令和 8 年度学校給食表彰被表彰者

(1) 被表彰者

東広島学校給食センター

(2) 実績

当該共同調理場は、1 日約 1 万食を調理する市内最大規模の施設として、21 校に給食を安定的に提供するとともに、3 コース献立による工程分散やリスク管理の徹底により、安全で効率的な給食運営を実現している。

また、食物アレルギー対応や刻み食対応など、個々の児童生徒に応じたきめ細かな対応を実施しており、安心して給食を食べられる環境づくりに寄与している。

さらに、市内学校給食センターの中核として、衛生管理の徹底や業務改善、技術共有を積極的に進め、地域全体の学校給食の質向上を牽引している。

加えて、食育の推進では、公式インスタグラムによる給食紹介などの情報発信や、受配校の要請に応じた食に関する指導を行うなど、学校現場と連携した取組を進めている。

さらに、市産業部、J A 及び生産者と連携した「学校給食地場産野菜供給拡大システム」の構築を通じて、地産地消の推進と給食の質の維持・向上、食育の充実に取り組んでいる。

3 スケジュール

(1) 報道発表

令和 8 年 7 月 21 日（火）

(2) 表彰式

「第 3 回全国学校給食・栄養教諭等研究協議大会」において執り行われた。

主催 文部科学省、熊本県等

日時 令和 8 年 7 月 28 日（火）13：30～

場所 熊本城ホール メインホール（熊本市中央区桜町 3 番 40 号）

4 令和 8 年度の被表彰者内訳

学校等	11 校
共同調理場	5 場
学校給食関係者	21 名
学校給食関係団体	1 団体

東広島市立学校グローバルクラスの開設について

1 背景

本市では、「次世代学園都市」の実現に向け、グローバルスタンダードなまちづくりを推進している。半導体関連産業の集積や広島大学等のグローバル化の進展に伴い、多様な文化的背景をもつ人々との交流機会が増加しており、子供たちが多様な文化や価値観に触れながら成長できる教育環境の充実が求められている。

こうした状況を踏まえ、本市では広島大学と連携しながら国際教育の充実に取り組んでいる。その一環として、自国の文化への理解を深めるとともに、他国の文化や考え方への理解を促し、互いに認め合いながら共に生きる力を身に付けた、グローバル社会で活躍できる人材の育成をめざし、東広島市立小学校に「グローバルクラス」を開設する。

2 概要

グローバルクラスでは、教育課程特例校制度を活用し、音楽、図画工作及び体育等の教科を英語で学ぶ特色ある教育活動を実施する。児童は、英語を単に学習の対象としてではなく、コミュニケーションの手段として活用しながら学ぶことで、英語によるコミュニケーション能力を高めるとともに、多様な文化や価値観への理解を深める。

3 実施校及び開始時期

(1) 実施校

東広島市立高美が丘小学校

(2) 開始時期

令和9年4月（予定）

(3) 選定理由

高美が丘小学校は、これまで国際理解教育や異文化交流活動に取り組んできた実績があり、教育環境や施設面の状況などを総合的に勘案し、本事業のモデル校として選定した。

4 対象者

令和9年度に小学校へ入学する第1学年児童のうち希望者

- ・東広島市在住であれば校区外からも入学可能
- ・校区外から通学する場合は保護者による送迎が必要
- ・帰国児童及び英語によるコミュニケーションが可能な外国につながる児童を対象とした特別枠を設置
- ・募集人数は1学級26人程度を予定

5 教育内容

- ・第1学年では、音楽、図画工作及び体育を主な対象教科として、英語による学習活動を実施する。
- ・授業は、日本人教員と外国人講師（A L T）が連携して実施するほか、広島大学及び広島県教育委員会と連携しながら、教員研修や指導体制の充実を図る。
- ・児童の理解状況に応じて、日本語による支援を行う。
- ・第2学年以降については、教育効果や児童の実態を踏まえながら順次拡充を検討する。

6 今後の予定

- ・8月～11月 保護者説明会及び体験授業を実施
- ・11月～12月 公募及び令和9年度入学生の決定

※グローバルクラスの詳細については、東広島市教育委員会ホームページ等において、順次公表する。

Town & Gown構想における国際教育の検討



令和8年度全国学力・学習状況調査の結果について

1 調査の概要

(1) 調査期日 令和8年4月23日(木)

(2) 調査対象 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。
 ①小学校調査 小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、
 特別支援学校小学部第6学年
 ②中学校調査 中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、
 中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(3) 調査内容

【小学校】

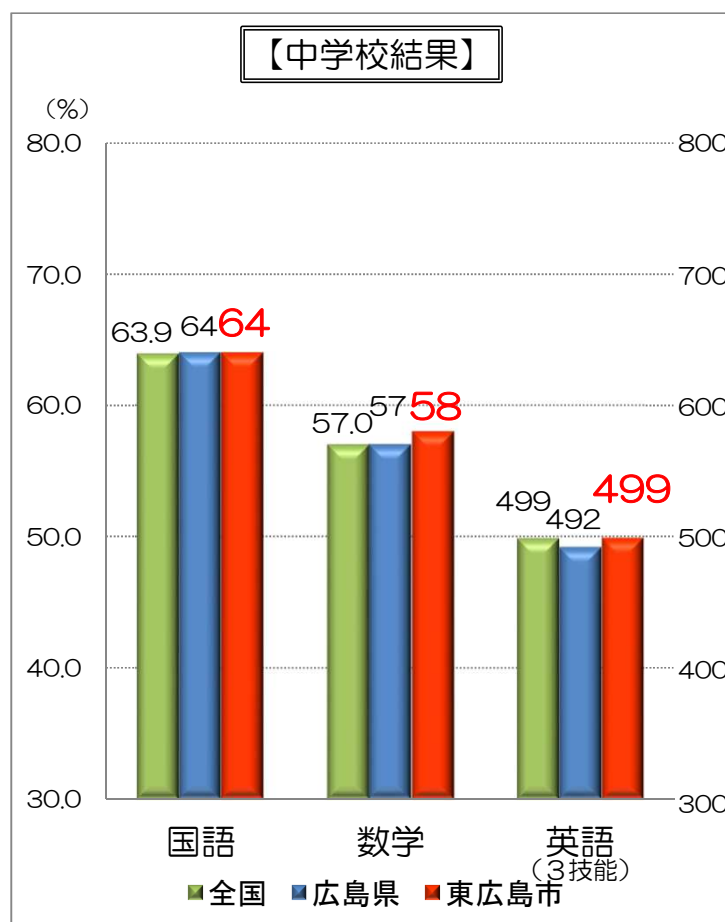
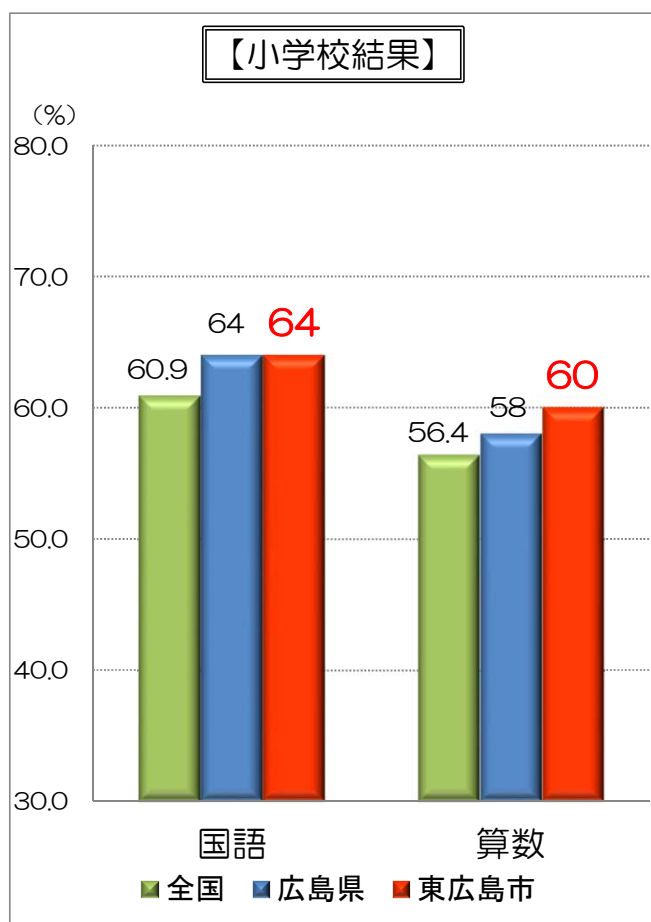
- ①国語及び算数における前学年までの学習内容(原則)の定着状況調査
- ②学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する児童質問調査
- ③指導方法や人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する学校質問調査

【中学校】

- ①国語、数学及び英語における前学年までの学習内容(原則)の定着状況調査
- ②学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する生徒質問調査
- ③指導方法や人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する学校質問調査

2 東広島市の調査結果の概要

(小学校結果及び中学校国語、数学については平均正答率 中学校英語については平均IRTスコア)

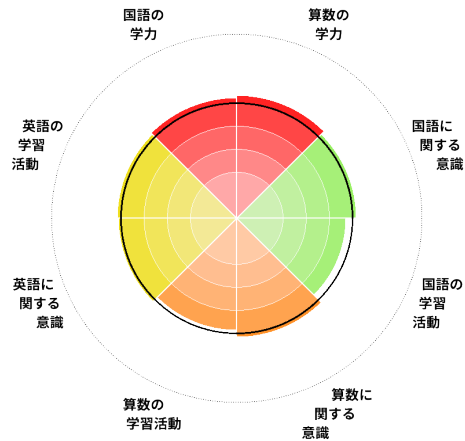


※平均IRTスコアとは、項目反応理論に基づき、問題の難易度を踏まえて算出した値です。

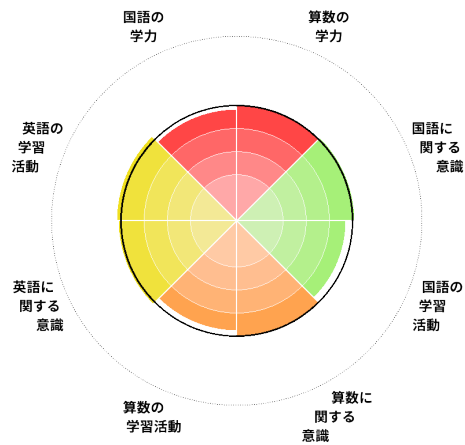
・以下の集計値／グラフは、次の調査日に実施した調査の結果を集計した値である。
4月23日（国語、算数） 4月24日～5月8日（児童質問）
※結果チャートは学校単位の集計値であり、児童単位の集計値とは結果が異なる場合がある。
※チャートの詳細については、別添「調査結果に関する補足説明 全国学力・学習状況調査結果チャートについて」を参照のこと。
※基準線（黒色実線）は全国平均（5.0）を示している。値が大きいくほど肯定的回答割合が高いことを示す。

学校数	児童数
32	1,773

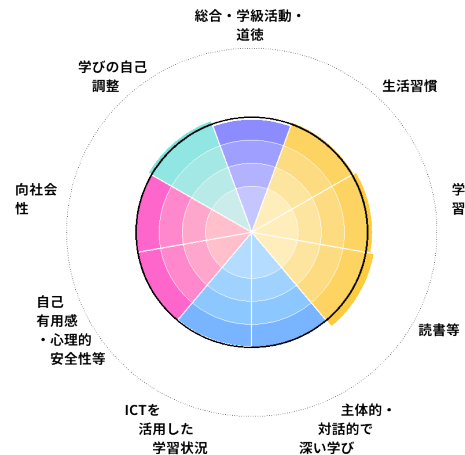
〔教科を中心とした学力・学習状況〕
（全国基準）



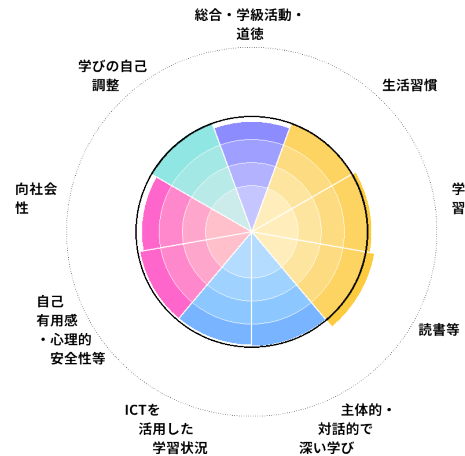
（広島県基準）



〔その他の学力・学習状況（学習習慣、自己有用感等）〕
（全国基準）



（広島県基準）



＜令和8年度教科を中心とした学力・学習状況の領域名と児童質問番号の対応一覧表＞

領域番号	領域名	児童質問 対応領域・質問番号	スコア	
			全国基準	広島県基準
1	国語の学力		5.2	4.8
2	算数の学力		5.3	5.0
3	国語に関する意識	(52)(53)(55)	5.2	5.1
4	国語の学習活動	(54)(56)～(59)	4.7	4.7
5	算数に関する意識	(60)(61)(63)(64)	5.2	5.0
6	算数の学習活動	(62)(65)～(67)	4.9	4.8
7	英語に関する意識	(69)～(71)	5.1	5.1
8	英語の学習活動	(72)(73)	5.2	5.2

※領域番号1～2については、各教科の全国平均正答率を基準として比較したものである。
※領域番号3～8については、「小学校児童質問対応領域・質問番号」に表示した質問における「選択肢別の得点換算」の全国平均値を基準として比較したものである。

＜令和8年度その他の学力・学習状況（学習習慣、自己有用感等）の領域名と児童質問番号の対応一覧表＞

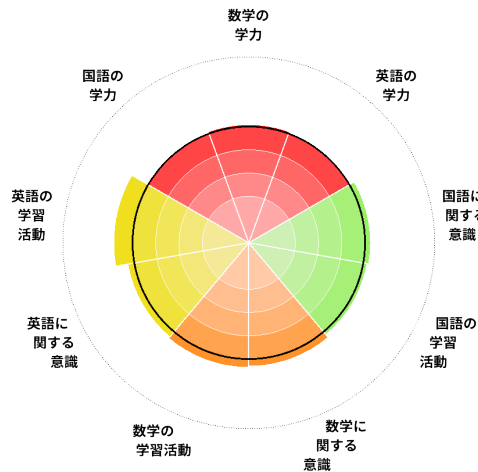
領域番号	領域名	児童質問 対応領域・質問番号	スコア	
			全国基準	広島県基準
9	総合・学級活動・道徳	(47)～(51)	4.9	4.8
10	生活習慣	(1)～(4)	5.1	5.0
11	学習習慣	(23)(25)	5.2	5.2
12	読書等	(26)～(30)	5.4	5.4
13	主体的・対話的で深い学び	(38)～(42)(44)(46)	5.0	5.0
14	ICTを活用した学習状況	(35)(36-1)～(36-4)	5.0	4.9
15	自己有用感・心理的安全性等	(6)～(9)(13)(15)(17)(20)(21)	5.0	4.9
16	向社会性	(11)(12)(14)(33)	5.0	4.8
17	学びの自己調整	(22)(43)	5.2	5.1

※領域番号9～17については、「小学校児童質問対応領域・質問番号」に表示した質問における「選択肢別の得点換算」の全国平均値を基準として比較したものである。

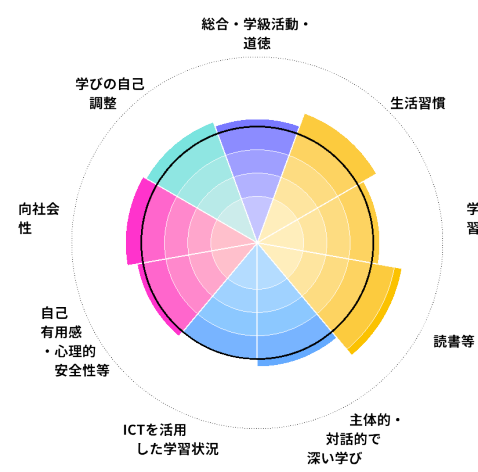
・以下の集計値／グラフは、次の調査日に実施した調査の結果を集計した値である。
4月23日（国語、数学） 4月20日～4月24日（英語3技能「聞くこと」「書くこと」「読むこと」） 4月20日～5月8日（生徒質問）
※結果チャートは学校単位の集計値であり、生徒単位の集計値とは結果が異なる場合がある。
※チャートの詳細については、別添「調査結果に関する補足説明 全国学力・学習状況調査結果チャートについて」を参照のこと。
※基準線（黒色実線）は全国平均（5.0）を示している。値が大きいくほど肯定的回答割合が高いことを示す。

学校数	生徒数
15	1,454

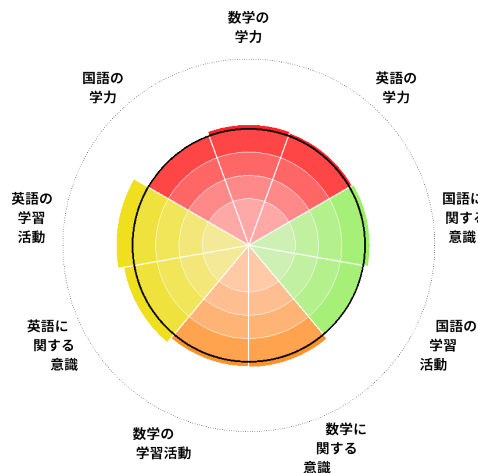
〔教科を中心とした学力・学習状況〕
（全国基準）



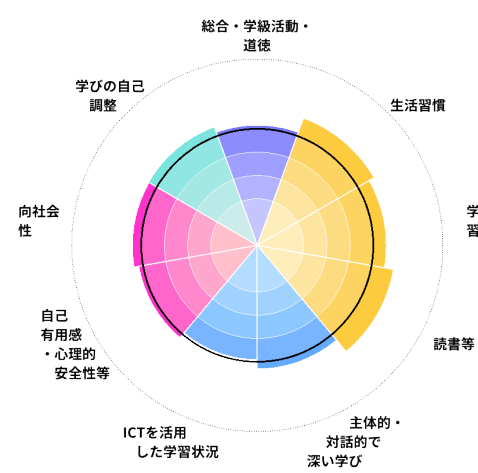
〔その他の学力・学習状況（学習習慣、自己有用感等）〕
（全国基準）



（広島県基準）



（広島県基準）



＜令和8年度教科を中心とした学力・学習状況の領域名と生徒質問番号の対応一覧表＞

領域番号	領域名	生徒質問 対応領域・質問番号	スコア	
			全国基準	広島県基準
1	国語の学力		5.0	5.0
2	数学の学力		5.1	5.2
3	英語の学力		5.0	5.1
4	国語に関する意識	(52)(53)(55)	5.2	5.2
5	国語の学習活動	(54)(56)～(59)	5.2	5.0
6	数学に関する意識	(60)(61)(63)(64)	5.3	5.2
7	数学の学習活動	(62)(65)～(67)	5.4	5.2
8	英語に関する意識	(69)(70)(72)(73)	5.3	5.5
9	英語の学習活動	(71)(74)～(76)(78)～(80)	5.8	5.7

＜令和8年度その他の学力・学習状況（学習習慣、自己有用感等）の領域名と生徒質問番号の対応一覧表＞

領域番号	領域名	生徒質問 対応領域・質問番号	スコア	
			全国基準	広島県基準
10	総合・学級活動・道徳	(47)～(51)	5.3	5.2
11	生活習慣	(1)～(4)	5.9	5.8
12	学習習慣	(23)(25)	5.3	5.6
13	読書等	(26)～(30)	6.3	6.0
14	主体的・対話的で深い学び	(38)～(42)(44)(46)	5.4	5.3
15	ICTを活用した学習状況	(35)(36-1)～(36-4)	5.0	4.9
16	自己有用感・心理的安全性等	(6)～(9)(13)(15)(17)(20)(21)	5.3	5.2
17	向社会性	(11)(12)(14)(33)	5.7	5.4
18	学びの自己調整	(22)(43)	5.6	5.4

※領域番号1～2については、各教科の全国平均正答率を、領域番号3については全国平均IRTSコアを基準として比較したものである。
※領域番号4～9については、「中学校生徒質問対応領域・質問番号」に示した質問における「選択肢別の得点換算」の全国平均値を基準として比較したものである。

※領域番号10～18については、「中学校生徒質問対応領域・質問番号」に示した質問における「選択肢別の得点換算」の全国平均値を基準として比較したものである。

令和8年度小中学生全国大会出場者について

中学生	No	選手氏名	所属	出場種目		出場大会名	開催地・期間	顧問
	1	黒田 武瑠	西条中学校	柔道	男子50kg級	第57回全国中学校柔道大会	岡山県岡山市 シゲトアリーナ岡山 (8月18日～21日)	佐伯 卓哉 上田 翔真 後藤 颯太 下和田 春華
	2	桶谷斗 大馬			男子55kg級			
	3	森田 充瑠			男子66kg級			
	4	岸野 剛士			男子73kg級			
	5	吉本 海人			男子90kg級			
	6	青木 千諭			女子44kg級 女子団体			
	7	宮田 真央			女子52kg級 女子団体			
	8	樋口 虹湖			女子団体			
	9	赤松 希美						
	10	小玉 希美	向陽中学校	陸上競技	共通女子 4×100mリレー	第53回全日本中学校陸上競技選手権大会	山口県山口市 維新みらいふスタジアム (8月20日～23日)	外金 達生 杉野 雅俊
	11	伊藤 朱璃			共通女子 4×100mリレー 女子走幅跳			
	12	佐々木 爽乃			共通女子 4×100mリレー			
	13	宮田 歩華			共通女子 4×100mリレー			
	14	吉田 寧音			共通女子 4×100mリレー			
	15	中澤 心菜	磯松中学校		女子200m			福島 寛子 江村 悠衣
	16	東 蒼真			共通男子 4×100mリレー 男子100m			
	17	大田 晃輝			共通男子 4×100mリレー			
	18	平岡 大地			共通男子 4×100mリレー			
	19	高田 暁歩			共通男子 4×100mリレー			
	20	有重 輝沙			共通男子 4×100mリレー			
	21	吉川 拓実			共通男子 4×100mリレー			
	22	浦邊 空良	八本松中学校		男子3000m			有木 基子 水田 孝
	23	長谷川 陽馬	高屋中学校		バレーボール	第56回全日本中学校バレーボール選手権大会	広島県広島市 広島県立総合体育館 大和興産安佐北区スポーツセンター (8月20日～23日)	榊原 綾子 中田 友里
	24	今村 陽貴						
	25	新野 煌月						
	26	小林 亮斗						
	27	里頭 仁						
	28	原 泉太						
	29	藤岡 隼大						
	30	稲村 空						
	31	前田 昊士朗						
	32	山本 蒼心						
	33	長谷川 終馬						
	34	今村 洋登						
	35	出口 遼						

小学生	No	選手氏名	所属	出場種目		出場大会名	開催地・期間	指導者
	1	上野 蒼生	原小学校	自転車競技	学科テスト 実技テスト	第58回交通安全こども自転車全国大会	東京都江東区 東京ビックサイト (8月10日)	山田 博史 井上 順一 串山 心一 平井 一之
	2	沖 梢太郎						
	3	鈴政 結莉那						
	4	中島 果歩						
	5	中島 麻歩						
	6	西本 心柚						

報告第 37 号

専決処分の報告について

東広島市立図書館設置及び管理条例及び東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 月 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(報告理由)

東広島市立高屋図書館及び東広島市高屋情報ラウンジの敷地の用に供されている土地が分筆されたことに伴い、これらの施設の位置の表示を変更するため、東広島市立図書館設置及び管理条例及び東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(4) 住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）の規定に基づく住居表示の実施、地方自治法第260条第1項の規定による処分又は土地の表示に関する登記に伴い、市の行政機関若しくは公の施設の位置の表示又は行政機関の所管する区域その他の区域の名称が変更された場合に、当該変更に対応するため、関係条例を改正すること。

専 決 処 分 書

東広島市立図書館設置及び管理条例及び東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分をする。

令和８年 月 日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市立図書館設置及び管理条例及び東広島市高屋情報ラウンジの
設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(東広島市立図書館設置及び管理条例の一部改正)

第1条 東広島市立図書館設置及び管理条例（平成27年東広島市条例第43号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(名称及び位置) 第3条 略			(名称及び位置) 第3条 略		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
略	略	略	略	略	略
地域図書館	略	略	地域図書館	略	略
	東広島市立高屋図書館	東広島市高屋町中島450番地26		東広島市立高屋図書館	東広島市高屋町中島450番地5
	略	略		略	略

(東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例（令和6年東広島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(位置) 第2条 高屋情報ラウンジの位置は、 <u>東広島市高屋町中島450番地26</u> とする。	(位置) 第2条 高屋情報ラウンジの位置は、 <u>東広島市高屋町中島450番地5</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

指定管理者の募集について

公の施設の管理業務を効果的かつ効率的に行い、施設機能を最大限に活用し、市民サービスのさらなる向上を図るため、次の施設の指定管理者の募集を行うもの。

1 管理対象施設

- (1) 黒瀬屋内プール、黒瀬・安芸津市民グラウンド、黒瀬多目的グラウンド、黒瀬・安芸津B&G海洋センター
・現指定管理者 公益財団法人 東広島市教育文化振興事業団
- (2) 河内パークゴルフ場
・現指定管理者 こうち交流促進施設運営協議会

2 指定管理予定期間

- (1) 黒瀬屋内プールほか5施設
(令和9年4月1日～令和14年3月31日(更新：5年間))
- (2) 河内パークゴルフ
(令和9年4月1日～令和14年3月31日(更新：5年間))

3 選定方法

- (1) 黒瀬屋内プールほか5施設 公募
- (2) 河内パークゴルフ場 非公募

4 選定スケジュール（予定）

- (1) 公募

内容	予定時期等
募集要項等の配付	令和8年9月上旬～令和8年9月中旬
質問書の受付	令和8年9月上旬～令和8年9月中旬
申請書の受付	令和8年9月上旬～令和8年10月上旬
選定審査会の開催、指定管理候補者の決定	令和8年10月下旬
指定管理者の議決、指定管理者の指定(告示)	令和8年12月
指定管理者の協定の締結、運営準備	令和9年1月～3月
指定管理者による運営の開始	令和9年4月

- (2) 非公募

非公募の施設については、「申請書の受付」を令和8年9月下旬から10月上旬まで行い、「選定審査会の開催、指定管理候補者の決定」以降のスケジュールは公募のスケジュールと同様とする。

第2期東広島市スポーツ推進計画骨子（案）について

1 趣旨

第2期東広島市スポーツ推進計画（以下、本計画）の策定にあたり、市民アンケート等により明らかになった課題や、国県・本市関係計画の方向性等を踏まえた計画骨子（案）を報告するもの。

2 計画の概要

1) 計画の位置づけ

本計画は、「スポーツ基本法」第10条の規定に基づき作成するものである。なお、本計画においては社会教育の視点も合わせ持つ計画とすることとし、生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツを活用した「人づくり・つながりづくり・地域づくり」に繋げることとし、地域課題解決にも取り組むこととする。

2) 計画期間

令和9年度から令和18年度まで（10年間）

※総合計画改定時（令和12年度・2030年度）に見直しを行うこととする。

3 計画骨子の概要

1) 基本理念（案）

「スポーツで学び、つながり、育つまち 東広島」

～いつでも どこでも だれもが、自分らしい Well-being を～

2) 目指す姿、取組みの視点等

目指す姿・取組の柱		取組の視点・キーワード
いつでも・どこでも・だれもがスポーツにアクセスできる環境	1 いつでも、自分らしくスポーツに親しめるまち	・自分らしく、身近に →生活スタイルに応じた活動の機会創出 ・つながる、届く情報 →スポーツへ簡単につながる環境づくり ・心地よい安全な場 →身近な場所を安全快適なスポーツの場に
	2 だれもが安心してスポーツに参加できるまち	・インクルーシブな環境 →障がいや年齢にかかわらず楽しめるスポーツ環境の整備 ・ライフステージで選べる →競技スポーツの充実、継続できる環境づくり
スポーツを通じて人が育ち、地域が元気になる	3 みんなで支え、学び合い、つながるまち	・みんなで支え合う →多世代のスポーツ活動支える人を育み、活動の場を整備
	4 スポーツで地域の誇りと賑わいを育むまち	・地域活性化 →ツーリズムや実業団チームの応援等による地域活性化、シビックプライドの醸成

4 スケジュール

R8年

- ・5月 市民アンケート結果及び計画策定に係る議会報告（文教厚生委員会）
- ・9月 骨子に係る議会報告（文教厚生委員会）
- ・11月 計画素案作成・パブリックコメント実施に係る議会報告（文教厚生委員会）

R9年

- ・2月 議会報告（文教厚生委員会）
- ・3月 東広島市スポーツ推進審議会から答申、計画公表

第2期東広島市スポーツ推進計画 骨子（案）

1. 計画策定の背景

① 社会情勢と国・県、本市の関連計画

社会情勢・動向

- 人口減少による様々な場面での担い手不足
- 少子高齢化の加速
- 地域の活力低下やコミュニティ意識の希薄化
- 多様性（インクルーシブ）の意識の高まり
- 中学校部活動の地域展開
- スポーツにおけるDXの推進

国・県の計画

- 【国】「楽しさ・喜び」などスポーツの根源的価値（Well-being）を重視
- 【広島県】スポーツの内在的力（楽しみ、喜び）×外在的力（健康、地域活性化）の活用

市の上位・関連計画

- 【総合計画】将来都市像「未来に挑戦する自然豊かな国際学術研究都市 ～住みたい、働きたい、学びたいまち、東広島～」。後期基本計画（2025～2030年）では、重点テーマとして「Well-beingを実感できる地域共生社会の実現」を掲げる
- 【健康増進計画】健康寿命の延伸、幸福度（Well-being）の向上による「健幸なまち」を掲げる

② 本計画の方向性と位置づけ

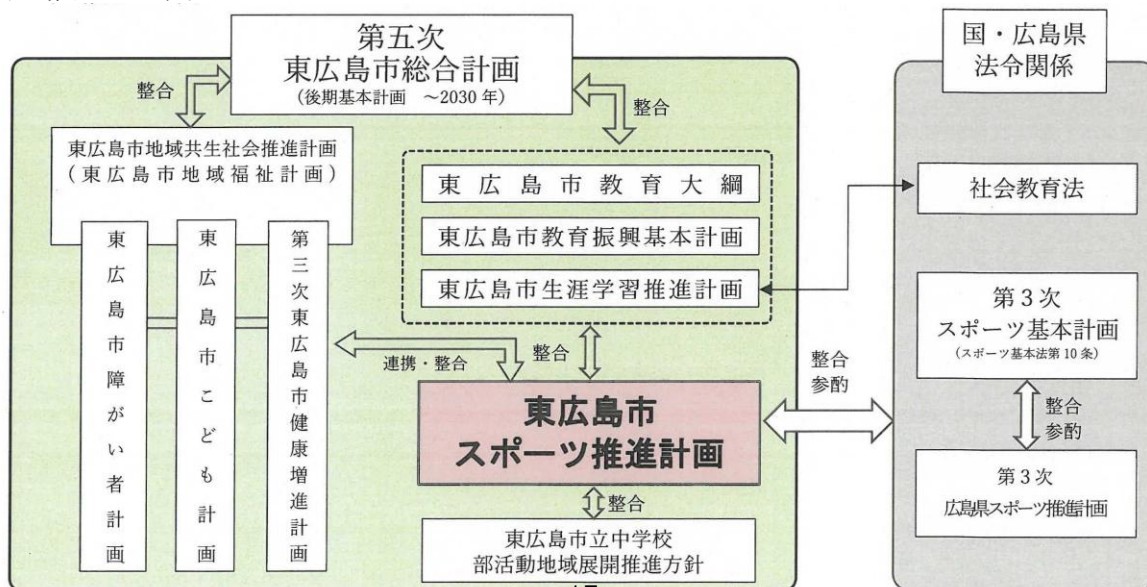
本計画は、スポーツ基本法第10条に基づく地方スポーツ推進計画として、本市のスポーツ施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

あわせて、社会教育法第2条は、社会教育に「体育及びレクリエーションの活動」を含むと定めています。スポーツは、競技力の向上や健康づくりの手段であるだけでなく、**人と人をつなぎ、地域への参加を促す学びの活動でもあります。**

そこで本計画は、**スポーツ基本法を根拠としつつ、社会教育の視点をあわせ持つ計画とします。**スポーツを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりを進めることが、本市ならではのスポーツ推進の姿です。

③ 上位・関連計画との関係

本計画は、国・県の計画との整合を図りつつ、本市の総合計画に掲げる将来都市像及び重点テーマの実現に寄与するものとして位置づけます。また、教育・健康・福祉・都市基盤等の関連計画と連携し、分野横断的に推進します。



④ 計画期間

本計画の計画期間は、令和 9 年度（2027 年度）から令和 18 年度（2036 年度）までの 10 年間とします。計画期間が 10 年間と長期にわたることから、次期総合計画の策定に合わせて中間見直しを行います。

本計画は、総合計画に掲げる将来都市像及び重点テーマの実現に寄与するものであり、上位計画が改定される時点で本計画の後期の取組内容を整理することが、両計画の整合を保つうえで最も合理的であるためです。

	年 度	特記事項
中間見直し	令和 12 年度（2030 年度）	次期総合計画の策定に合わせて実施

※中間見直しでは、次期総合計画の内容に加え、社会情勢の変化、国・県の計画の改定、関連計画の見直し状況、指標の推移等も踏まえることとし、取組内容を整理します。

2. アンケート結果の概要

① 20～40 歳代の「スポーツ空白期」

・10 歳代をピークに 20～40 歳代で実施率が大きく低下し、50 歳代以降で再び上昇しています

⇒仕事や育児による「時間不足」が主な離脱理由です

② 潜在的ニーズと自己完結型スポーツの選好

・非実施者の約半数に「今後は始めたい」意向があります

・希望種目は「ジム(23.0%)」「ウォーキング(17.6%)」「体操(14.9%)」など、マイペースにできる種目に集中し、「アーバンスポーツ」にも関心があげられています。

③ 「みる」スポーツへの高い関心

・市民の 6 割以上が「観戦好き」で「する(52.9%)」を上回っていますが、直接観戦率は低迷しています

⇒会場の遠さ(51.0%)や「費用負担(41.6%)」が課題となり、本市の地域活性化とは未連動です

④ 中学校部活動改革への期待

・部活動の地域展開には期待がある一方で、「安全な活動環境(24.5%)」や「指導者の質(23.6%)」の確保が求められています

⑤ 情報アクセスの世代間ギャップ

・10～50 歳代はネット・SNS を重視し、60 歳代以上は広報紙・回覧板を重視する傾向が顕著です

⇒情報入手手段の二極化への柔軟な対応が求められているのがうかがえます

3. 基本理念（案）

「スポーツで学び、つながり、育つまち 東広島」 ～いつでも どこでも だれもが、自分らしい Well-being を～

○ 理念に込めた考え方

本市は、第五次東広島市総合計画後期基本計画において、重点テーマとして「**Well-being を実感できる地域共生社会の実現**」を掲げています。地域共生社会とは、誰もが住み慣れた地域で世代や分野を超えてつながり、生きがいのある暮らしをともに充実させながら、安心して暮らせる社会です。本計画は、スポーツを通じてこの実現に寄与するものです。

スポーツは、体を動かす楽しさや喜びをもたらすとともに、人と人を出会わせ、地域とのつながりを生みます。**社会教育の視点で捉えると、スポーツは単なる運動や余暇活動にとどまらず、市民一人ひとりが学び、成長し、地域社会に参画する機会となります。**市民はスポーツを楽しむ中で学び、その学びは人と人とのつながりを広げ、やがて地域を支える力へと育っていきます。

スポーツとの関わり方は一つではありません。市民一人ひとりが、必要な情報や多様な機会に触れ、自分の関心や生活状況に応じて、スポーツとの関わり方を選べるのが大切です。市は、スポーツへの参加のしにくさを軽減し、「いつでも、どこでも、だれもが」、自分に合ったかたちでスポーツを「**する、みる、支える**」ことのできる環境を整えます。

「する、みる、支える」という関わり方は、固定されたものではありません。誰もが、時にはスポーツを楽しみ、時には誰かの活動を支えることができます。こうした多様な関わりを通じて人と人との「**つながり**」、その「**つながり**」が地域を支える力へと育っていく——そのようなまちを目指します。

本計画における「(する) スポーツ」の捉え方

本計画では、競技として行うスポーツだけでなく、健康づくりや交流、地域参加につながる日常的な身体活動も、広くスポーツとして捉えます。

例えば、通勤・通学時の徒歩や自転車利用、買い物や外出時の歩行、家事や仕事の合間のストレッチ、親子での外遊び、地域資源を巡るまち歩きなども、市民が自分らしく身体を動かし、Well-being を高める活動として位置づけます。近年新たなスポーツとして取り上げられるようになった e スポーツも「スポーツ」に含めることとします。

なお、成果指標として用いる「スポーツ活動実施率」については、国・県等との比較可能性を確保するため、身体活動を伴うスポーツ活動を対象とします。

4. 目指す姿（案）と施策の方向性

現状・課題を包括的に解決し、目指す姿を具現化するため、以下の4つを施策の柱として設定します。

目指す姿1・2は、市民が**いつでも、どこでも、だれもが**スポーツにアクセスできる環境を整えるものです。**目指す姿3・4**は、そのスポーツを通じて**人が育ち、地域が元気になっていく**姿を描くものです。

目指す姿1：「いつでも、自分らしくスポーツに親しめるまち」	
現状と課題	●20～40歳代の実施率の低下、年齢等に応じた情報提供の弱さ、スポーツ施設の量的不足、地域による活動場所の偏りがあります ●観戦への関心は高いものの、会場までの距離や費用が直接観戦の壁となっています ⇒時間・情報・場所に関する制約を軽減し、自分に合ったかたちでスポーツに親しめる環境づくりが必要
取組の視点・施策の方向性	働き盛り・子育て世代が、まとまった時間を確保しなくても身体を動かせるよう、通勤・通学、買い物、外出、家事、子どもとの外遊びなど、日常生活の中にスポーツを取り入れる取組を推進します。 また、日常的な身体活動を前向きに捉える啓発を行い、市民が特別な準備をしなくてもスポーツに親しめるきっかけをつくりします。 【自分らしく・身近に】それぞれのペースで自分らしくスポーツを楽しめる生活スタイルに応じた機会の創出、健康目標を踏まえた促進、ICT・デジタル技術の活用を推進します 【つながる・届く情報】届く情報発信により、人とスポーツが簡単につながる身近な場所で行われている試合や大会の情報も含め、「する」「みる」「ささえる」スポーツに関する情報を、受信者に応じた適切な形で届ける発信手段が必要です。 【心地よい・安全な場】身近な場所が、安全で快適な活動の場になる 持続可能なスポーツ環境の確保に向け、スポーツ施設の計画的な維持管理が必要です。また学校、大学、地域センターや公園等、身近な施設の活用を検討します
目指す姿2：「だれもが安心してスポーツに参加できるまち」	
現状と課題	●障がい者の実施意向に対する指導ノウハウや伴走支援が不足しています ●非実施者層の「今後は始めたい」方に対するアプローチが必要です。 ●世代を超えた学び、つながりの機会が不足しています。 ⇒障がいの有無、国籍、生活状況などにかかわらず、だれもが安心してスポーツに参加できる環境づくりが必要
取組の視点・施策の方向性	障がいの有無、年齢、国籍、経済状況、子育て・介護等の生活状況に関わらず、それぞれの状況に応じてスポーツに参加できる環境づくりに取り組みます。 【インクルーシブな環境】だれもが自分に合ったかたちでスポーツを楽しみ、つながる障がいのある人のスポーツ機会の充実、スポーツ施設等のバリアフリー化や合理的配慮の推進、親子や多世代で楽しむスポーツ機会の充実を図ります 【ライフステージで選べる】 幼少期からのスポーツ促進、高齢者の運動習慣づくり、ライフステージの変化に応じた関わり方の選択が可能となる環境づくりに努めます。 競技への興味・関心に向けた動機づけ、継続的に取り組める環境づくり、全国大会・国際大会出場に向けた支援に取り組めます。

目指す姿3：「みんなで支え、学び合い、つながるまち」	
現状と課題	●市民がスポーツを通じて学び、地域活動へ参画する機会が不足しています ●東広島市立中学校部活動地域展開推進方針に基づく受け皿となる活動の場（地域クラブ）及び質の高い指導者の確保が必要です ⇒大学連携等による新たな「支え手」の確保と、持続可能な運営体制への構築が必要
取組の視点・施策の方向性	本市の強みである大学の知見、施設・人的資源を活かし、スポーツを通じた健康づくり、地域参加、指導者・支援者の育成、観戦・交流機会の創出を進めます。 【みんなで支え合う】スポーツを通じて学び、育ち、つながる スポーツを通じた学び合いや地域参加を促し、誰もがあるときは楽しむ人として、あるときは支える人として関われる環境づくりに取り組みます。 中学校運動部活動の地域展開を含めた多世代にわたる地域住民の活動の場（総合型地域スポーツクラブ・地域クラブ等）の育成支援に努めます
目指す姿4：「スポーツで地域の誇りと賑わいを育むまち」	
現状と課題	●自然、歴史・文化資源が、スポーツによる賑わいづくりやツーリズムに未活用です ●地元実業団チームの応援の機運醸成が必要です ●プロスポーツチームと市民との交流機会の充実が求められています。 ⇒スポーツの力をまちの活性化へつなげ、市民のシビックプライドの醸成へとつなげる
取組の視点・施策の方向性	市民の高い観戦意向を、地域の応援文化や交流、シビックプライドの醸成につなげるため、地元実業団チーム、県内プロチーム、大学スポーツ等との連携を進めます。 また、自然、歴史・文化資源、大学、地元実業団チームなど、本市ならではの地域資源を活かし、スポーツを通じた交流、にぎわいづくりにつなげます。 【地域活性化】地域が活気づき、郷土への誇りが育まれる スポーツイベントの開催・周知、競技スポーツの振興、スポーツツーリズムと地域資源の活用に取り組みます。

5. 計画の推進

① 推進体制

本計画は、市の一部門のみで完結するものではなく、市民・団体・大学・事業者・学校・行政が、それぞれの立場からスポーツに関わることで推進します。

市民・地域	スポーツ推進委員、コミュニティ健康運動パートナー、スポーツ団体・地域クラブ、住民自治協議会、コミュニティ・スクール、ボランティア等、
大学	Town & Gown の枠組みにより連携を図ります (専門的知見の還元、学生の参画、施設の相互利用、観戦機会の創出)
事業者	民間スポーツ施設、実業団チーム、県内プロチーム、観光・交通事業者
庁内	教育委員会生涯学習部スポーツ振興課を中心に、教育・健康・福祉・学校施設・観光・広報の各部局と横断的に連携します 特に、施設の整備・活用、送迎等の移動支援、部活動の地域展開は、複数部局にまたがります。
審議会等	スポーツ推進審議会において、計画の進捗状況を報告し、意見を求めます。

② 進捗管理

計画の実効性を確保するため、次のとおり進行管理を行います。

- 年度ごとに施策の実施状況と指標の推移を把握し、次年度の取組に反映します（PDCA サイクル）
- 把握した結果は、スポーツ推進審議会に報告するとともに、市民に公表します
- 令和 12 年度（2030 年度）に中間見直しを行い、次期総合計画の内容等を踏まえて、以降の取組内容を整理する。あわせて、指標項目そのものの妥当性を検証します
- 中間見直しの前年である令和 11 年度（2029 年度）に市民意識調査を実施し、指標の推移と施策の効果を把握する。調査にあたっては、本計画の定義に基づく設問設計の見直しを行います
- 計画期間が 10 年間にわたるため、施策に用いる個別の手法・システム・事業名等は、実施計画等において機動的に見直します

東広島市教育委員会定例会

(3) その他

ア 第39回東広島市美術展の作品募集について（文化課）

イ 次回教育委員会定例会の日程について（教育総務課）

令和8年 9月25日（金）10：00～（北館会議室201）

令和8年10月 日（ ） ： ～（会議室 ）

令和8年8月

その他ア

第39回東広島市美術展の作品募集について

1 目的

広く市民から美術作品を公募し、美術愛好家の創作活動の振興を図るとともに、鑑賞の機会を提供し、もって「文化の香り高いまち・東広島」の創造に寄与する。

2 事前申込期間

令和8年10月1日（木）～10月30日（金）

（※今回から事前申込による受付を開始。作品受付期間中の当日申込も可。）

3 作品受付期間

令和8年11月27日（金）～11月29日（日）

4 会場

東広島市立美術館（西条栄町9番1号）

5 市美術展開催期間

令和9年1月9日（土）～令和9年1月24日（日）

6 作品種目

一般部門/絵画、彫刻、工芸、書（漢字、仮名、前衛など）、写真、デザイン

ジュニア部門/絵画、彫刻、工芸、書、写真、デザイン

7 展示作品

（令和8年度（第39回）東広島市美術展）

- ・受賞作品
- ・審査員招待作品
- ・無鑑査作家招待作品



ジュニア部門開催要項



作品募集ポスター

8 開催内容

今回で第39回目となる東広島市美術展は広く市民の方から作品を公募し、審査の上、入選入賞されたものを市立美術館に展示します。展示作品は、一般公募作品のうち、入選入賞作品の他、市美術展で一定の成績を収められた方や、市美展以外の創作活動において、その業績が著しいと認められた無鑑査作家招待作品を展示し、審査員作品や、ジュニア部門作品についても同時に美術館内で展示します。

9 賞の設置と副賞

一般部門： 優秀賞（賞状、トロフィー、奨励金） 奨励賞（賞状、） 佳作（賞状）

ジュニア部門：市長賞、議長賞、教育長賞、館長賞（各賞：賞状、副賞）

※ジュニア部門については、応募者全員に参加賞を進呈予定